

令和5年度 指定管理者総合評価表(評価対象年度:令和4年度)

令和4年度事業に係る事業報告書等に基づき、指定管理者による管理運営状況について協定内容どおり適性かつ確実なサービスが提供されているかを、業務報告の聴取調査等により、下記のとおり評価しました。

施設名	津市産業・スポーツセンター
指定管理者	津市スポーツ・メッセネットワーク
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日
施設の設置目的	本市における産業及びスポーツの振興並びにレクリエーションの増進を図るため
指定管理者の業務	(1)津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例第5条に規定する事業の実施に関する業務 (2)津市産業・スポーツセンターの使用の許可に関する業務 (3)津市産業・スポーツセンターの施設、設備器具等の維持管理に関する業務 (4)その他市長が必要と認める業務
評価担当部課 (問い合わせ先)	スポーツ文化振興部スポーツ振興課企画管理・事業担当(電話059-229-3254)

評価は◎非常に良い、○良い、△やや悪い、×悪いの4段階です

区分	評価項目	検証結果	評価結果
管理状況について	適正な人員配置	要求水準書において定める各項目とも、資格要件を満たすなど、適正に人員配置がなされていた。	◎
	従事者の教育・研修	顧客満足研修の定期的な実施や接客接遇向上のための電話対応調査、毎出勤時にダミー人形を用いたCPR訓練を実施するなど適正に実施されていた。	○
	関係法令の遵守	法令、条例等に基づき、適正に実施されていた。また、各従業員へ教育を実施されていた。	○
	緊急時等の対応	緊急時の対応に係るマニュアルが整備されており、緊急時にも連絡が取れる体制を整えるなど適正に実施されていた。	○
	備品等の管理	各備品等の日常清掃や大型備品の業者による定期保守点検を実施するなど適正に管理されていた。また、各器具庫内に備品毎の整理方法の掲示や案内図の作成など、利用者が利用しやすくなるように努めていた。	◎
	個人情報保護	個人情報保護に関するマニュアルを作成し、適正に実施されていた。	○
	施設・設備の保守点検	日常点検、定期点検、保守など専門性の高い業務については、第三者委託にて実施するなど、適正に実施されていた。	○
	清掃業務	関係法令等に従い、分別処理するなど適正に実施されていた。	○
	警備業務	夜間(閉館後から翌日の開館まで)巡回警備、機械警備など適正に実施されていた。また、監視カメラを設置し、警備業務の強化に努めていた。	◎
	環境への配慮	フロン法に基づいた機器の定期的な点検や節水シャワーヘッドの利用、電気をこまめに消すなど、エネルギーコストの削減に取り組んでいた。	○

	報告書等の整理及び提出	文書取り扱い規程に基づき、適正に保管、管理が実施されている。市に対する各種報告書等についても、期日内に適正に提出されていた。	○
運営状況について	利用状況	利用率について、サオリーナ、メッセウイングみえは、事業計画に対し、若干未達であったが、三重武道館は目標を達成した。 また、サオリーナ、三重武道館ともに個人利用については、堅調であった。	○
	利用者満足度の向上	利用者アンケートの実施や受付窓口で筆談ボードや翻訳機の設置など、障がい者や高齢者、外国人等が利用しやすいよう配慮されていた。	○
	地域や関係団体との交流・連携	関係団体や地元自治会へのイベント情報の共有や情報交換など適正に実施されていた。	○
	利用者の苦情、要望等の対応	意見箱を設置し、意見に対する回答を施設内に掲示した。即時対応できる内容については、即時に対応するなど適正に実施されていた。	○
	事業の実施状況	各種イベント・教室は実施されたものの、要求水準書で求める大会等の誘致のうち、新たな産業振興事業については要求水準を達成できなかった。	△
	その他	賠償責任保険に加入するなど適正に実施されていた。	○
自主事業について	自主事業の適切な実施	当初の事業計画のとり、適正に実施されていた。	○
雇用・労働条件について	労働関係法令の遵守	関係法令を遵守し、適正に実施されていた。	○
収支状況について	収支決算状況	収入について、メッセウイング・みえについては、当初計画を達成したものの、サオリーナ・三重武道館については、当初計画に未達であった。また支出全体について、当初計画を大きく上回っていた。	△

【総合評価】 ※適正な管理運営を行ってきたかを記入する

適正な人員配置や各管理業務等、要求水準に定める基準を満たし、適正な施設の管理運営がなされていた。

利用実績や収支状況については、要求水準、事業計画に対して未達となったものの、新しい生活様式下での事業実施に対する創意工夫もみられた。

管理運営においては、基本的な感染防止対策(手指消毒の設置、注意喚起の掲示、マスク着用の呼びかけ、利用後や定期的な共有備品の消毒など)を徹底するなど、適正に対策が講じられていた。

【指定管理者に対して行った指導助言の内容・今後の業務改善(向上)に向けた考え方】

誘致活動について、新たな産業振興事業が未達であったことから、市内、県内及び県外への更なる誘致活動に取り組まれない。

また、減収を最小限に抑える取り組みや、経費を最小限に抑える効率的な管理運営など、更に指定管理者のノウハウを発揮されたい。